

# 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱いについて

栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

【通所受給者証】 5ページ

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限額 月 額	0円
適用期間	令和 5年12月 1日から 令和 6年11月30日まで
食事提供加算対象者	<span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span>
適用期間	令和 5年12月 1日から 令和 6年11月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
無償化対象児童 (対象期間 令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで)	
予備欄	

加算（Ⅰ）対象、加算（Ⅱ）対象と表記している場合

読み替えてください。

対象者

令和6年4月改正

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

食事提供加算（Ⅰ）30単位/日・・・①

食事提供加算（Ⅱ）40単位/日・・・②

①栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

②管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

次回更新時から、受給者証に「対象者」「対象外」と表示されます。